



山形県公報

平成20年8月19日(火)
第1969号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 公 告

指定管理者の募集.....(県民文化課)...1143

## 公 告

山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県国際交流センター
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号

#### 2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)であること。

なお、サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各構成団体についても、応募資格の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (5) 県内に事務所を有すること。
- (6) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。))支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成20年8月21日(木)から同年9月30日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時45分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所 山形県文化環境部県民文化課国際室(山形県パスポートセンター) 郵便番号990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階 電話023-647-2566

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成20年9月22日(月)から同年10月7日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年10月7日(火)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。